

7 水産業協同組合の概要
ア 組合別設立状況

令和5年6月30日現在

組 合 別	沿海漁協		内水面漁協		業種別漁協		漁業生産		水産加工協		単 協 計	
	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資
組 合 数	23	—	18	—	1	2	6	—	9	—	57	2

イ 連合会設立状況

組 合 別	県漁連		広域信漁連		連合会計	
	出資	非出資	出資	非出資	出資	非出資
連 合 会 数	1	—	1	—	2	—

ウ 沿海漁協の規模別(正組合員数)構成

令和5年3月31日現在

区 分	100人未満	100～199人	200～299人	300～499人	500人以上	計
組 合 数	13	5	3	2	0	23
構 成 比 %	56.5	21.7	13.0	8.7	0.0	100.0

エ 沿海漁協の組織状況

区 分	組 合 員 数		役 員 数				職 員 数				
	正組合員	准組合員	計	理 事			監 事	参 事	会計 主任	一般 職員	計
				常勤	非常勤	計					
總 計	3, 288	9, 100	12, 388	12	168	180	57	13. 2	3	348	364
一 組 合 平 均	143. 0	395. 7	538. 6	0. 5	7. 3	7. 8	2. 5	0. 6	0. 1	15. 1	15. 8

8 漁業許可・調整、取締船等
(1) 海面許可漁業主要項目

令和5年4月1日現在

漁業種類		許可数※	漁船規模	操業海域	漁業時期	主な漁獲物
大臣許可漁業	沖合底びき網	515	トン以上	千葉県～福島県 主に銚子沖合	9月	いか・たい・かれい・ひらめ えび・あなご
	大中型まき網	20 (12か統)	トン以上 (一部15トン以上)	千葉県～青森県 主に千葉茨城沖合	年	いわし・さば・あじ・いなだ
	基地式捕鯨	1	—	千葉県～北海道	年	みんくくじら・つちくじら・こひれごんどう
	かじき等流し網	210	トン以上	千葉県～三陸沖合	年	かじき、かつお、まぐろ、さめ
	かつお・まぐろ	5 (一部10トン以上)	トン以上 (一部10トン以上)	太平洋、大西洋	年	まぐろ・かじき・かつお・さめ
	北太平洋さんま	310	トン以上	太平洋、主に北海道～三陸～ 銚子沖合	年	さんま
	沿岸まぐろはえ縄	410	～20トン未満	千葉県海域 主に銚子～内房	年	まぐろ・かじき・かつお・さめ
	小型するめいか釣り	1055	～20トン未満	銚子～外房 太平洋	年	いか
広域承認漁業	沿岸くろまぐろ	445	動力漁船	主に千葉県海域	年	くろまぐろ

漁業種類		許可数※	漁船規模	操業海域	漁業時期	主な漁獲物		
中 型 （1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000	網	28 (18か統)	5 ～ 40 トン未満	全県	周	いわし・あじ・いなだ・いさぎ・さば・すずき		
	手繰	1 種	210	トン未満	内房	周	えび	
	小型	手繰	2 種	201	トン未満	内房	周	すずき・かれい・とりがい
		手繰	3 種	910	トン未満	内房	周	すずき・いか・えび・ひらめ
	手繰	手繰	2 種	108	トン未満	九十九里	周	はまぐり
		手繰	3 種	163	トン未満	外房～銚子	周	えび
	手繰	手繰	2 種	1110	トン未満	九十九里・銚子	9 ～ 翌年 5 月	ひらめ・たい・ふぐ
		手繰	3 種	145 (7か統)	トン未満	全県 主に内房	周	いわし・すずき・このしろ
	手繰	手繰	2 種	395	トン以下	銚子～横芝光	5 ～ 翌年 2 月	しらうお
		手繰	3 種	262	トン未満	全県	内房 11 ～ 翌年 4 月 その他 12 ～ 翌年 4 月	さより
	手繰	手繰	2 種	610 (3か統)	トン未満	九十九里	11 ～ 12 月	いわし
		手繰	3 種	1110	トン未満	九十九里～外房	周	いわし
手繰	手繰	2 種	210	トン未満	外房	6 ～ 10 月	とびうお	
	手繰	3 種	262	トン未満	外房	4 ～ 9 月	あおりいか	
手繰	手繰	2 種	275	トン以下	千葉県～伊豆諸島沖合	周	まさば・ごまさば	
	手繰	3 種	155	トン以下	千葉県～伊豆諸島沖合	8 ～ 12 月 (大型 8 ～ 10 月)	あじ・さば	
手繰	手繰	2 種	710	トン未満	内房	周	まいわし	
	手繰	3 種	9510	トン以下	九十九里～内房、主に外房	周	いなだ	
手繰	手繰	2 種	2200	トン未満	銚子～外房	11 ～ 翌年 5 月	かじき、かつお、まぐろ、さめ	
	手繰	3 種	320	トン以下	九十九里～内房	周	ひらめ・すずき・きす	
手繰	手繰	2 種	1105	トン未満	銚子～外房	周	たい・ひらめ・ほうぼう・かじき・まぐろ	
	手繰	3 種	2610	トン以下	内房	周	なみがい・なまこ・みるくい	
手繰	手繰	2 種	531	トン以下	九十九里～内房	銚子 11 ～ 翌年 2 月 九十九里 12 ～ 翌年 3 月 外房 12 ～ 翌年 8 月 内房・内房 周 年	たこ	
	手繰	3 種	2710	トン未満	九十九里～内房	九十九里 10 ～ 翌年 8 月 外・内房 5 ～ 12 月 内房 4 ～ 11 月	ばい	
手繰	手繰	2 種	1810	トン未満	内房・内房	内房 5 ～ 6 月 内房 3 ～ 5 月	いか	
	手繰	3 種	210	トン以下	内房・九十九里	周	かに	
手繰	手繰	2 種	1110	トン以下	内房	周	えび	
	手繰	3 種	1065	トン未満	銚子～外房	周	いか	
手繰	手繰	2 種	11	トン以下	内房及びいすみ市の各地先	周	なまこ	
	手繰	3 種	11	トン以下	内房及びいすみ市の各地先	周	なまこ	

知事許可漁業

※漁業時期は許可上の内容

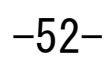
※許可数については、認可を含まない。（県内のみ）

(2) 漁業権免許件数

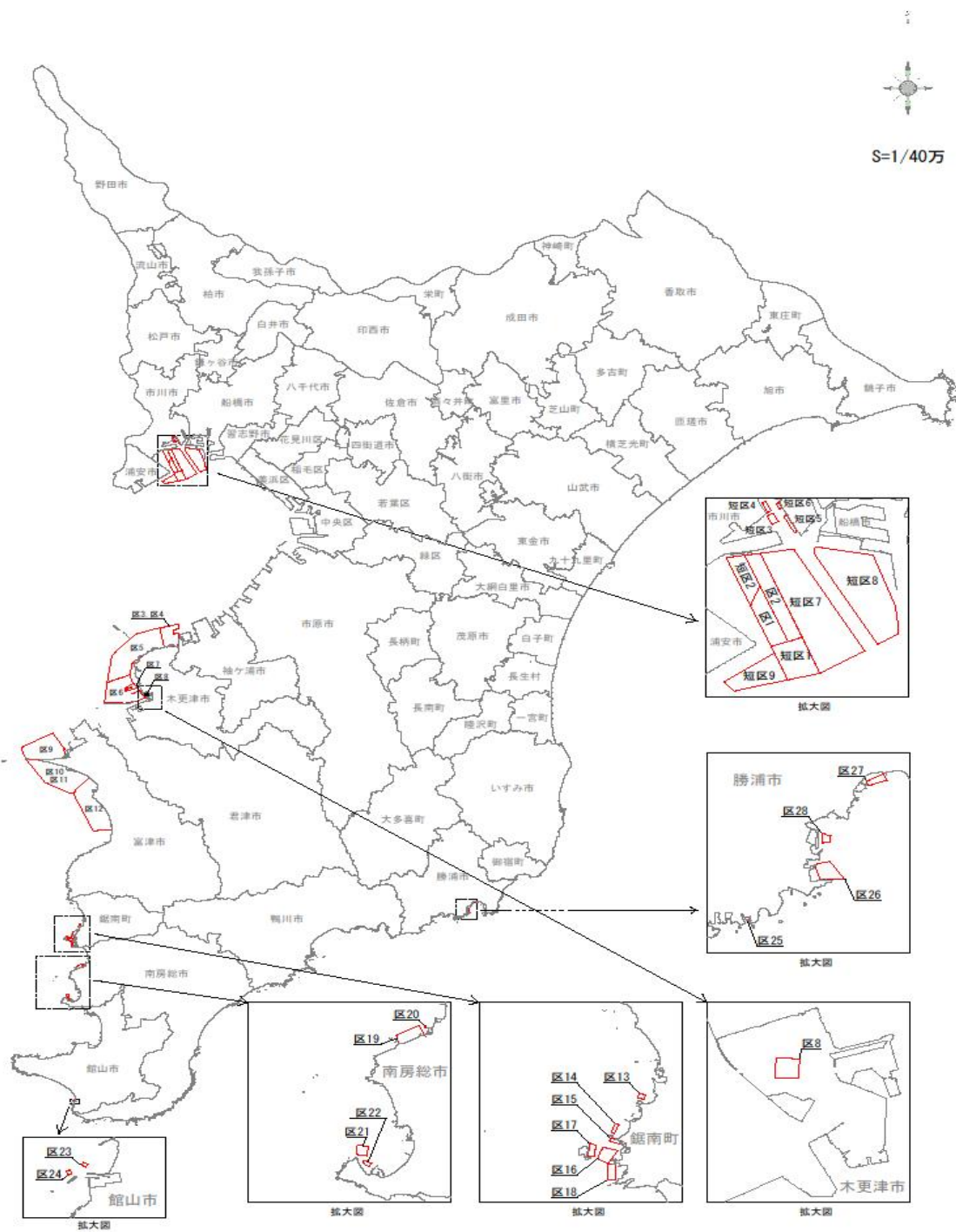
令和5年9月1日現在

漁業権種類		免許 件数	漁業の種類				
			第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
共同漁業権	海面	60	43	32	8	0	—
	海面（大根） （千葉・茨城）	1	0	1	0	0	—
	内水面	14	2	—	—	—	13
	内水面（江戸川） （東京・千葉・埼玉）	1	1	—	—	—	1
区画漁業権	海面	37	36	1	0	—	—
	内水面	4	4	0	0	—	—
定置漁業権	11	—	—	—	—	—	
計	128	—	—	—	—	—	

(ア) 共同漁業権漁場連絡図(全体)



(イ) 区画漁業権漁場連絡図(全体)



(ウ) 定置漁業権漁場連絡図(全体)



イ 内水面漁業権漁場概略図



(4) 漁業取締船・指導及び調査船

令和5年9月1日現在

船名	所属	主要目的	船質	総トン数	機関馬力数 (漁船法)	進水年月日	定員	備考
ふさかぜ	勝浦水産事務所	漁業取締	鋼	158	1,839kW	R5.6.14	12名	県有
わかとね	銚子水産事務所	〃	F R P	1.2	60kW	H28.11.7	6名	〃
千葉丸	水産総合研究センター	漁業調査	鋼	179	1330kW	H21.11.4	20名	〃
ふさみ丸	〃	〃	〃	62	956kW	H17.5.25	12名	〃
ふさなみ	水産総合研究センター (東京湾漁業研究所)	東京湾漁業調査 操業安全指導	F R P	19	809kW	H25.12.11	24名	〃

(5) 漁業無線局の概要

令和5年3月31日現在

管理者		千葉県	千葉県無線漁業協同組合			
局名		水産情報通信センター	銚子	千葉県	千倉	東京湾
無線設備	＜電信＞短波・中短波	1 kW・500W	—	—	—	—
	＜電話＞短波・中短波	500W・200W	—	—	—	—
	＜電話＞超短波（SSB）	—	25W	—	—	—
	＜電話＞超短波（DSB）	—	10W/1W	10W/1W	10W/1W	10W/1W
	(注)					
所属船	短波・中短波 船	48	—	—	—	—
	(隻) 超短波 船	—	301	449	28	221

資料：千葉県水産情報通信センター

- (注) 1. 10Wは40MHz、1W・25Wは27MHzの周波数を使用。
2. 超短波船の夜間通信は、水産情報通信センターが行う。

9 その他

(1) 千葉県経済に占める水産業の地位

		農林水産業		第 2 次	第 3 次		計
			う ち 水産業	産 業	産 業		
経済活動別 県内総生産 (令和2年度)	額 (億円)	1,868	128	53,110	152,100	輸入品の 税—総資 本形成に かかる消 費税 678	207,756
	構成比 (%)	0.9	0.1	25.6	73.2	0.3	100.0
産業別就業者 (15歳以上就業者) (令和2年)	就業者数 (千人)	69	3	527	2,167	分類不能 の産業 99	2,862
	構成比 (%)	2.4	0.1	18.4	75.7	3.5	100.0

資料：令和2年度千葉県県民経済計算、令和2年国勢調査

注：構成比の数値は、少数点第2位以下を四捨五入し表示しているため、表示する値の合計が100%にならない場合もある。

(2) 千葉県の間延べ遊漁者数(平成20年)

延 べ 遊 漁 者 数	458千人
業 者 数	710
1 業 者 当 た り 遊 漁 者 数	646人

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

*調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

(3) 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録状況

令和5年3月31日現在

管 轄 区 分	業者数 (業者)	遊漁船隻数 (隻)
水産課管内（松戸・浦安市～富津市）	104	185
館山水産事務所管内（富津市～鴨川市）	153	192
勝浦水産事務所管内（勝浦市～白子町）	110	119
銚子水産事務所管内（大網白里市～銚子市）	47	64
県 計	414	560

(4) 主要県における年間遊漁者数・案内業者数・案内隻数(平成20年)

順位	県名	年間延べ遊漁者数	遊漁案内業者数	1業者当たり年間案内隻数
		千人	業者	隻・日
	全 国	3,973	15,400	52
1	神 奈 川	645	590	165
2	千 葉	458	710	129
3	兵 庫	248	323	109
4	北 海 道	219	1,610	21
5	宮 城	197	932	35

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

*調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

(5) 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和5年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市) ⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。 遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499'、東経 139° 46.006' の点 イ 北緯 34° 59.306'、東経 139° 45.903' の点 ウ 北緯 34° 59.231'、東経 139° 44.062' の点 エ 北緯 34° 57.625'、東経 139° 43.947' の点 オ 北緯 34° 57.925'、東経 139° 45.210' の点 (注)緯度、経度は世界測地系	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277'、東経 140° 12.784' の点 ウ 北緯 35° 06.218'、東経 140° 12.534' の点 エ 北緯 35° 06.207'、東経 140° 12.049' の点 オ 北緯 35° 06.651'、東経 140° 11.106' の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注)緯度、経度は世界測地系
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。 4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚に浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。 2 コマセ籠はしまでとする。	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長22センチメートル以下のキンメダイ (3)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑮ 御宿岩和田 (御宿町) ⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。 1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1)出港時間 午前4時 (2)入港時間 午前12時 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休漁日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～5月6日。 操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、午前6時～午前12時まで(12月から5月6日)。 午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは、9月1日～3月31日及び5月1日～5月6日。午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコードから千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>



(6) 船釣りをする遊漁者の皆さんへ

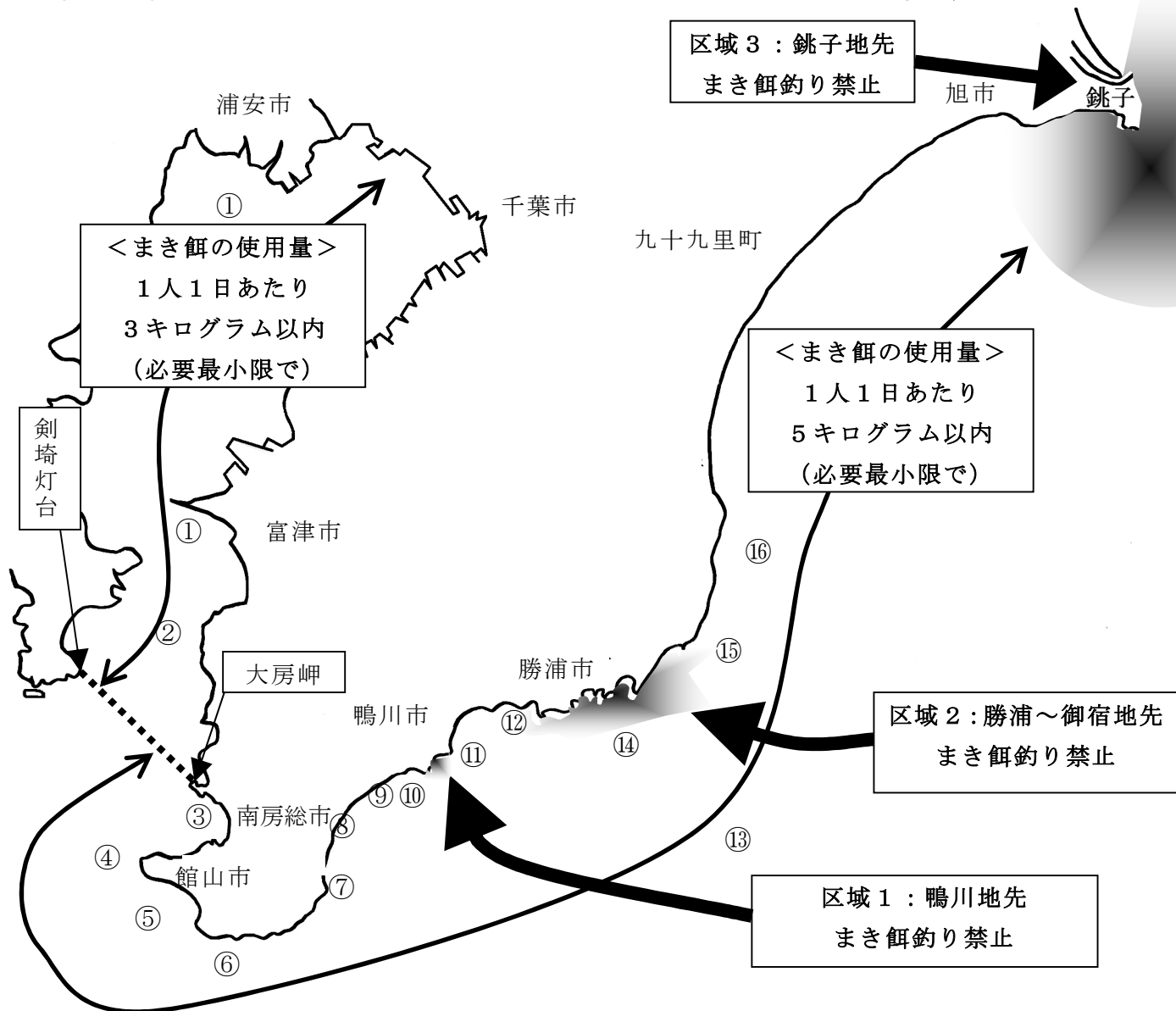
千葉県では、遊漁者のまき餌釣りについて、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール」の2つのルールで漁場の秩序維持を図っています。

<千葉海区漁業調整委員会指示>

区域1、2及び3では、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは禁止されています。
その他の区域でも、東京湾内と、それ以外の区域に分けて、下図のとおり、使用量の制限があります。

<千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール>

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。（裏面）



！ 安全のために、救命胴衣を着て、乗船しましょう。

！ 漁業者の網に、切れた釣り針等がからまり、漁業者のけがや網の破損被害が発生しています。残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

「千葉県海面における遊漁のまき餌釣りルールについて」のホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

(7) 遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

※アワビ、ナマコについては特定水産動植物のため、**漁業権が設定されていない区域でも採捕が禁止されています。**

2. 使用できる漁具・漁法

- ・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
 - ①たも網・すくい式さ手網
 - ②投網（船を使用してはならない）
 - ③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）
- ・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県 千葉海区漁業調整委員会

(8) 市町村別・沿岸線別海岸線延長

(単位：m)

沿 岸 名	市町村名	延 長	沿 岸 名	市町村名	延 長
千葉東		230,347	東京湾 (千葉県)		300,668
	銚 子 市	21,951		館 山 市	21,284
	旭 市	16,193		南 房 総 市	17,978
	匝 瑳 市	7,841		鋸 南 町	12,257
	横 芝 光 町	5,407		富 津 市	47,270
	山 武 市	7,970		君 津 市	9,754
	九 十 九 里 町	8,196		木 更 津 市	27,670
	大 網 白 里 市	3,156		袖 ヶ 浦 市	20,541
	白 子 町	6,153		市 原 市	44,385
	長 生 村	2,851		千 葉 市	42,322
	一 宮 町	6,958		習 志 野 市	6,390
	い す み 市	21,715		船 橋 市	14,950
	御 宿 町	5,418		市 川 市	19,341
	勝 浦 市	29,369		浦 安 市	16,526
	鴨 川 市	31,202	河口部を除いた海岸線延長		528,898
	南 房 総 市	42,932	河 口 部		2,117
	館 山 市	13,035	千葉県純海岸線延長		531,015
			千葉県総延長(全国第25位)		531,925
			参 考 東 京 湾	江 戸 川 区	3,064
				江 東 区	93,561
				中 央 区	12,969
				港 区	26,771
				品 川 区	20,775
				大 田 区	37,754
				(東京都計)	194,894
				川 崎 市	61,983
				横 浜 市	142,472
				横 須 賀 市	65,430
				三 浦 市	11,735
				(神奈川県計)	281,620
			全 国 総 延 長		35,288,794

資料：令和3年度版海岸統計